

公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団に対する補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、市の出資により設立された財団法人に対する助成等に関する条例(昭和59年八王子市条例第22号)第4条の規定に基づき、市が予算の範囲内において交付する公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団に対する補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この要綱は、芸術・文化の向上及びコミュニティの振興に要する経費の一部を補助することにより、市民の芸術・文化活動やコミュニティづくりを促進し、もって豊かな市民生活といきいきとした地域社会の発展を図ることを目的とする。

(補助対象)

第3条 この補助金の交付対象は、次の事業とし、その内容は別表のとおりとする。

- (1)管理運営費
- (2)コミュニティ事業
- (3)文化芸術振興事業

(交付額等)

第4条 補助金の交付額は、毎年度の予算の範囲内で、補助対象総事業費から財団が補助対象事業実施に伴う収入を差し引いた金額を補助金交付限度額とし、交付方法は、別表のとおりとする。

(交付申請書の様式等)

第5条 規則第6条第1項の規定による交付申請は、別記第1号様式によるものとし、交付申請書には、事業計画書、予算書、収支計画書及びその他市長が必要と認める書類を添付する。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条第2項の規定による通知は別記第2号様式によるものとする。

(補助事業等変更・中止・廃止申請書の様式)

第7条 規則第10条の規定による申請は、別記第3号様式によるものとする。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、補助金の交付の決定を取消し、又は変更することができる。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、別記第4号様式によるものとし、実績報告書には、事業報告書、決算書及びその他市長が必要と認める書類を添付する。

(補助金等確定通知書の様式)

第9条 規則第13条による補助事業者等への通知は、別記第5号様式によるものとする。

(補助金の見直し)

第10条 本補助金は、補助金制度見直し方針に基づき見直しを行うものとする。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年11月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年11月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、
現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表														
交付対象	交付方法	補助率 上限												
<p>1 管理運営費</p> <p>財団を運営するのに必要な管理運営費(指定管理事業・補助事業・受託事業等の個別事業に関する経費を除く)</p> <table border="1"> <tr> <td>管理費</td> </tr> <tr> <td>役員報酬、給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費※、費用弁償、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、修繕費、印刷製本費、諸謝金、委託費、賃借料、保険料、負担金、租税公課※2、広告料、手数料、光熱水費</td> </tr> </table>	管理費	役員報酬、給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費※、費用弁償、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、修繕費、印刷製本費、諸謝金、委託費、賃借料、保険料、負担金、租税公課※2、広告料、手数料、光熱水費	年12回 以内払い	10/10										
管理費														
役員報酬、給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費※、費用弁償、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、修繕費、印刷製本費、諸謝金、委託費、賃借料、保険料、負担金、租税公課※2、広告料、手数料、光熱水費														
<p>2 コミュニティ事業</p> <p>地区図書室運営事業、八王子まつり助成事業、いちよう祭り助成事業、フラワーフェスティバル由木助成事業、西八夏まつり助成事業、コミュニティづくり事業、山車保管庫地代助成事業、左記事業にかかる事業総務費及び人件費</p> <table border="1"> <tr> <td>事業総務費</td> </tr> <tr> <td>消耗品費、委託費、賃借料、燃料費、手数料</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> </tr> <tr> <td>給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費※</td> </tr> <tr> <td>コミュニティ育成事業費</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費、通信運搬費、消耗什器備品費、消耗品費、修繕費、諸謝金、委託費、賃借料、光熱水費、保険料、負担金、助成金、租税公課※2</td> </tr> <tr> <td>コミュニティ活動支援事業費</td> </tr> <tr> <td>通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、諸謝金、助成金、租税公課※2</td> </tr> <tr> <td>情報提供等事業費</td> </tr> <tr> <td>通信運搬費、消耗品費、諸謝金、委託費、租税公課※2</td> </tr> <tr> <td>管理費</td> </tr> <tr> <td>委託費</td> </tr> </table>	事業総務費	消耗品費、委託費、賃借料、燃料費、手数料	人件費		給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費※	コミュニティ育成事業費	旅費交通費、通信運搬費、消耗什器備品費、消耗品費、修繕費、諸謝金、委託費、賃借料、光熱水費、保険料、負担金、助成金、租税公課※2	コミュニティ活動支援事業費	通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、諸謝金、助成金、租税公課※2	情報提供等事業費	通信運搬費、消耗品費、諸謝金、委託費、租税公課※2	管理費	委託費	年5回 以内払い
事業総務費														
消耗品費、委託費、賃借料、燃料費、手数料														
人件費														
給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費※														
コミュニティ育成事業費														
旅費交通費、通信運搬費、消耗什器備品費、消耗品費、修繕費、諸謝金、委託費、賃借料、光熱水費、保険料、負担金、助成金、租税公課※2														
コミュニティ活動支援事業費														
通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、諸謝金、助成金、租税公課※2														
情報提供等事業費														
通信運搬費、消耗品費、諸謝金、委託費、租税公課※2														
管理費														
委託費														
<p>3 文化芸術振興事業</p> <p>芸術文化振興事業、情報収集提供事業、左記事業にかかる事業総務費及び人件費</p> <table border="1"> <tr> <td>事業総務費</td> </tr> <tr> <td>消耗品費、委託費、賃借料、燃料費、手数料</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> </tr> <tr> <td>給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費※</td> </tr> <tr> <td>芸術文化振興事業費</td> </tr> <tr> <td>臨時雇賃金、費用弁償、旅費交通費、通信運搬費、消耗什器備品費、消耗品費、修繕費、印刷製本費、諸謝金、委託費、賃借料、光熱水費、保険料、負担金、助成金、租税公課※2、広告料、手数料、保険料、雑費</td> </tr> <tr> <td>情報提供等事業費</td> </tr> <tr> <td>通信運搬費、消耗品費、諸謝金、委託費、租税公課※2</td> </tr> <tr> <td>管理費</td> </tr> <tr> <td>委託費</td> </tr> </table>	事業総務費	消耗品費、委託費、賃借料、燃料費、手数料	人件費	給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費※	芸術文化振興事業費	臨時雇賃金、費用弁償、旅費交通費、通信運搬費、消耗什器備品費、消耗品費、修繕費、印刷製本費、諸謝金、委託費、賃借料、光熱水費、保険料、負担金、助成金、租税公課※2、広告料、手数料、保険料、雑費	情報提供等事業費	通信運搬費、消耗品費、諸謝金、委託費、租税公課※2	管理費	委託費	年3回 以内払い			
事業総務費														
消耗品費、委託費、賃借料、燃料費、手数料														
人件費														
給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費※														
芸術文化振興事業費														
臨時雇賃金、費用弁償、旅費交通費、通信運搬費、消耗什器備品費、消耗品費、修繕費、印刷製本費、諸謝金、委託費、賃借料、光熱水費、保険料、負担金、助成金、租税公課※2、広告料、手数料、保険料、雑費														
情報提供等事業費														
通信運搬費、消耗品費、諸謝金、委託費、租税公課※2														
管理費														
委託費														

※ 福利厚生費: 社会保険料等事業主負担分、職員の健康診断費用、特定退職金共済掛金
※2 租税公課: 人件費の消費税を除く(補助金の人件費には、消費税は発生しない)